

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 訓 令	所管課（室）名
○長崎県文書取扱規程の一部改正	総務文書課
○長崎県被服貸与規程の一部改正	人事課
◎ 告 示	
○長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱	総務文書課
○長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正	建設企画課
・道路の区域変更（5件）	道路維持課
・道路の供用開始	〃
・公有水面埋立ての承認の出願	港湾課
・急傾斜地崩壊危険区域の追加指定	砂防課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃
◎ 公 告	
・落札者等	情報システム課
・大規模小売店舗の変更の届出（2件）	経営支援課
・測量の実施	建設企画課
・都市計画の図書の縦覧	都市政策課
・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	建築課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生活環境課
◎ 対馬海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業の操業制限	対馬海区漁業調整委員会

## 訓 令

### 長崎県訓令第3号

本 庁  
地方機関

長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号）の一部を次のように改正する。  
令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(歴史的文書)</p> <p>第61条 前条第2項又は第3項の規定により廃棄が決定した文書のうち歴史的価値又は文化的価値を有すると認められるもの(以下「歴史的文書」という。)については、主務課長はこれを収集し、総務文書課長に引き継がなければならない。なお、<u>歴史的文書</u>の収集及び保存については、別に定める。</p> <p>(歴史的文書選別に係る意見聴取)</p> <p>第61条の2 総務文書課長は、第60条第2項又は第3項の規定による文書の廃棄に当たっては、廃棄を予定している簿冊の名称、保存期間、完結年度その他の事項を1月以上公示し、<u>歴史的文書</u>の選別のために一般の意見を聴くものとする。</p>	<p>(歴史的文書等)</p> <p>第61条 前条第2項又は第3項の規定により廃棄が決定した文書のうち歴史的価値又は文化的価値を有すると認められるもの(以下「歴史的文書等」という。)については、主務課長はこれを収集し、総務文書課長に引き継がなければならない。なお、<u>歴史的文書等</u>の収集及び保存に関する要領については、別に定める。</p> <p>(歴史的文書等選別に係る意見聴取)</p> <p>第61条の2 総務文書課長は、第60条第2項又は第3項の規定による文書の廃棄に当たっては、廃棄を予定している簿冊の名称、保存期間、完結年度その他の事項を1月以上公示し、<u>歴史的文書等</u>の選別のために一般の意見を聴くものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和4年3月26日から施行する。

長崎県訓令第4号

本 庁  
地方機関

長崎県被服貸与規程（昭和32年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後							改正前										
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）										
区分	勤務 箇所	職種	品目	数量	貸与 期間	備考	区分	勤務 箇所	職種	品目	数量	貸与 期間	備考				
略							略										
被服類 の汚損 が著し い職に ある職 員	地方機 関	農事員 畜産技 術員	冬作業服（上 下）	1着	24月	夏作業 服又は 空調服 用作業 服のい ずれか を貸与	地方機 関	農事員 畜産技 術員	冬作業服（上 下）	1着	24月	夏作業 服又は 空調服 用作業 服のい ずれか を貸与	地方機 関	農事員 畜産技 術員	冬作業服（上 下）	1着	24月
			夏作業服（上 下）	1着	24月				夏作業服（上 下）	1着	24月						
			空調服用作業 服（上下）	1着	24月				空調服用作業 服（上下）	1着	24月						
			空調服用ファ ン	1個	随時				空調服用ファ ン	1個	随時						
			空調服用パッ テリー	1個	随時				空調服用パッ テリー	1個	随時						
			作業帽	1個	24月				作業帽	1個	24月						
			雨衣（上衣、 ズボン及び頭 巾）	1着	36月				雨衣（上衣、 ズボン及び頭 巾）	1着	36月						
			ゴム長靴	1足	24月				ゴム長靴	1足	24月						
			防寒着	1着	60月				防寒着	1着	60月						
			略							略							
備考 略							備考 略										

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第225号

長崎県公文書コーナーの設置及び管理に関する要綱を次のように定め、令和4年3月26日から適用する。  
令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県公文書コーナー（以下「公文書コーナー」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号）第61条の歴史的文書及び行政資料（以下「歴史的文書等」という。）を保存し、一般の利用に供するため、公文書コーナーを長崎市に設置する。

(管理)

第3条 公文書コーナーは、総務部総務文書課長が管理する。

(休業日)

第4条 公文書コーナーの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 長崎県立長崎図書館郷土資料センターの休館日

2 総務文書課長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日に業務を行い、又は休業日以外の日に休業することができる。

(開設時間等)

第5条 公文書コーナーの開設時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 利用者における歴史的文書等の閲覧の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとし、複写物の交付の時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 総務文書課長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

(目録の備付け等)

第6条 総務文書課長は、歴史的文書等の目録を作成し、長崎県庁及び公文書コーナーに常時備え付けて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公文書コーナーの利用に関し必要な事項は、別に定める。

長崎県告示第226号

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入札参加者の資格要件)</p> <p>第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第7条第6項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。</p>	<p>(入札参加者の資格要件)</p> <p>第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第7条第6項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。</p>

(6)～(16) 略 2～5 略 (契約の不締結) 第22条の2 落札者が、入札公告に定める入札参加資格要件(要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。)のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。 2～3 略	(6)～(16) 略 2～5 略 (契約の不締結) 第22条の2 落札者が、 <u>契約締結の日の前日までの間</u> において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。 2～3 略
---	--

**長崎県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市勝海町257番地先から 佐世保市勝海町148番2地先まで	前	9.3～26.7	56.0	
	後	9.3～21.6	56.0	

**長崎県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳164番59地先から 佐世保市小佐々町矢岳164番2地先まで	前	15.0～30.4	70.9	
	後	15.0～30.4	70.9	

**長崎県告示第229号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳165番46地先から 佐世保市小佐々町矢岳168番3地先まで	前	11.5~22.4	160.5	
	後	11.1~21.7	160.5	

### 長崎県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路 線 名 251号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町丙字岸ノ下496番1地先から 南島原市深江町丙字岸ノ下497番1地先まで	前	17.0~52.1	25.0	
	後	15.4~17.0	25.0	

### 長崎県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 上対馬豊玉線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町浜久須字陰島612番第1地先から 対馬市上対馬町浜久須字陰島612番第2地先まで	前	10.1~12.2	27.4	
	後	12.2~14.0	27.4	

### 長崎県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上対馬豊玉線	対馬市上対馬町浜久須字陰畠612番第1地先から 対馬市上対馬町浜久須字陰畠612番第2地先まで	令和4年3月22日

**長崎県告示第233号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 出願事項**

(1) 出願の年月日 令和4年3月4日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名称 国土交通省 九州地方整備局

所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

代表者の氏名 国土交通省 九州地方整備局長 藤巻 浩之

代表者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県大村市箕島町593番1の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

17,900.94平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県大村市箕島町593番1及び593番2の地内並びに長崎県大村市箕島町593番1の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

203,789.64平方メートル

(5) 埋立地の用途

空港用地、道路用地

**2 縦覧の場所及び期間**

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県諫早市永昌東町25番8号

長崎県県央振興局

ウ 長崎県大村市玖島1丁目25番地

大村市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第234号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成28年10月25日長崎県告示第767号による片淵3丁目地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		片淵3丁目		
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	片淵3丁目		168番1の一部、170番8の一部、170番9の一部、171番2の一部、171番7

**長崎県告示第235号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
対馬(上対馬)-(急)-001	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
対馬(上対馬)-(急)-002	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-008	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-009	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-014	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-014-2	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-014-3	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-015	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-015-2	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上対馬)-(急)-023	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

対馬(上対馬)-(急)-025	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-034	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-038	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-039	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-039-2	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-040	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-041	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-046	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-049	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-051	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-057	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-059	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-059-2	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-060	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-062	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-062-2	対馬市上対馬町鰐浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-065	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-068	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



対馬(上対馬)-(急)-073	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-081	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-083	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-084	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-087	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-093	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-093-2	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-106	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-113	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-115	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-118	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-119	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-121	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-124	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-129	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-132	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-133	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-134	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-135	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-136	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-137	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-138	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-142	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-145	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-145-3	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-157	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-167	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-174	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-174-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-175	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-176	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-177	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-178	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-178-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-179	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-182	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-184	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-185	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-198	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-199	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-199-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-224	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-225	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-229	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-581	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-582	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-583	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-608	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-001	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-010	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-013	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-003	対馬市上対馬町鱈浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-016	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-016-2	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-024	対馬市上対馬町鱒浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-029	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-030	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-032	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-033	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-035	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-051	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-052	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-058	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-059	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-063	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-077	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-078	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-079	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-080	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-084	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-085	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-112	対馬市上対馬町古里	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-115	対馬市上対馬町古里	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-362	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-373	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-007	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-009	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-010	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-011	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-011-2	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域

## 公 告

### 落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称  
長崎県行政事務専用回線網利用単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和4年1月28日
- 5 落札者  
長崎県長崎市出島町11番13号  
西日本電信電話株式会社 長崎支店 支店長 古賀 隆之
- 6 落札価格  
77,402,400円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和3年12月17日
- 8 落札方式  
最低価格

**大規模小売店舗の変更の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SD・G5諫早インター店

長崎県諫早市久山町2303番1 外

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

## (3) 変更した事項

## ① 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) SD・G5・MF諫早久山店

(変更後) SD・G5諫早インター店

## ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三

(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

## ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株式会社チョダ 代表取締役 町野 雅俊

東京都杉並区萩窪4丁目30番16号

## (4) 変更の年月日

① 令和2年4月18日

② 令和3年9月28日

③ 令和3年9月28日 代表者の変更（株式会社アルペン）

令和2年4月18日 入店（株式会社チョダ）

## 2 届出年月日

令和4年3月4日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SD・G5 諫早インター店  
長崎県諫早市久山町2303番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之  
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- (3) 変更しようとする事項  
駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 190台  
(変更後) 140台
- (4) 変更の年月日  
令和4年11月5日

## 2 届出年月日

令和4年3月4日

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県佐世保市有福町	令和4年1月8日から 令和4年3月31日まで

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）公園（3・2・101号 桜町近隣公園）（長崎市決定）

## 2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

**指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更（公告）**

次のとおり、委任した指定構造計算適合性判定機関より、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和4年3月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委任番号 第5号
- 2 名称及び住所 株式会社 東京建築検査機構  
東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 3 変更する事項 業務を行う事務所の所在地の変更 (TBTC中国構造センターの閉所)
- 4 変更内容 (新) (1) 構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10番16号  
(2) TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号  
(旧) (1) 構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10番16号  
(2) TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号  
(3) TBTC中国構造センター 広島県広島市中区銀山町3番1号
- 5 変更日 令和4年4月1日

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分  
雑踏警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
  - (1) 日時  
令和4年6月23日（木）午前10時から午後6時までの間
  - (2) 場所  
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
  - (3) 検定予定人員  
15人
- 3 受検資格  
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 長崎県内に住所を有する者
  - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (3) 検定の方法  
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 申請期間、申請先等



申請期間	申請時間	申請先
令和4年3月28日(月)から同年4月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## (2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所を疎明する書面 1通

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

## 6 検定手数料

13,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

## 7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

## 8 その他

新型コロナウイルス感染症関係

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110 内線3185)

## 対馬海区漁業調整委員会指示

### 令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、規制海域におけるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業(以下「あまだいはえ縄漁業等」という。)について、次のとおり指示する。

令和4年3月22日

対馬海区漁業調整委員会  
会長 部原 政夫

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯34° 50.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 30′ )

ロ 北緯34° 50.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 50′ )

- ハ 北緯34° 27.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 50′ )  
ニ 北緯34° 27.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 30′ )

なお、( )内は日本測地系による参考経緯度を示す。

- (2) 「あまだいはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業  
(3) 「あまだい立縄漁業」 動力漁船により立縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

## 2 操業の承認

規制海域において、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に、県内に住所を有し、あまだいはえ縄漁業等を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

## 3 承認を受けた者の操業の条件

### (1) 休漁日の設定

毎月第2、第4金曜日にあまだいはえ縄漁業等を行ってはならない。

### (2) 針の大きさの制限

あまだいはえ縄漁業等で使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。

### (3) 承認証の備付け義務及び承認番号の表示

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、別記様式第1号に定める承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、別記様式第2号に定める承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

## 4 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

## 5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

## 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

## 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年3月22日から令和5年5月31日までとする。

別記様式第1号

令和4年ー承認番号対委第〇〇〇〇号 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <b>あ ま だ い 〇 〇 漁 業 承 認 証</b>                      住 所                      氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)                 </div>	
1	漁業の方法
2	操業区域 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 イ 北緯34° 50.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 30′ ) ロ 北緯34° 50.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 50′ 東経129° 50′ ) ハ 北緯34° 27.19′ 東経129° 49.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 50′ ) ニ 北緯34° 27.19′ 東経129° 29.86′ (北緯34° 27′ 東経129° 30′ ) なお、( ) 内は日本測地系による参考経緯度を示す。
3	使用する船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数
4	承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
5	制限又は条件 (1) 毎月第2、第4金曜日に操業してはならない。 (2) 使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。 (3) 操業期間中は、本承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。
年 月 日	
対馬海区漁業調整委員会 会 長 部 原 政 夫	

別記様式2号

対委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは7センチメートル以上、太さは1.4センチメートル以上、間隔は2.3センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト